

給付金の支給額等について

【高等学校】

世帯区分	国公立		私立	
	全日制 定時制	通信制	全日制 定時制	通信制
① 国籍が日本等※で生活保護受給（生業扶助（高等学校等就学費）措置）世帯	32,300円		52,600円	
② 国籍が日本等※で保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（①を除く。）	143,700円	50,500円	152,000円	52,100円
③ 国籍が日本等※で保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円未満である世帯（世帯年収270～380万円相当）（②を除く。）	47,900円	16,830円	50,670円	17,370円
④ 国籍が日本等※で保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上182,500円未満である世帯（世帯年収380～490万円相当）	35,930円	12,630円	38,000円	13,030円
⑤ 国籍が日本等※以外で生活保護受給（生業扶助（高等学校等就学費）措置）世帯	32,300円		52,600円	
⑥ 国籍が日本等※以外で保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（⑤を除く。）	143,700円	50,500円	152,000円	52,100円

(対象生徒1人あたり年額)

※ 2ページ「高校生等本人の国籍・在留資格等の要件について」を確認してください。

- ・在留資格が、「定住者」「家族滞在」のうち、「高校生等本人の国籍・在留資格等の要件について」の※1・※2以外の場合は、世帯区分⑤または⑥での申請となります。
- ・在留資格が、「留学生等」の場合、新入生（令和8年度入学）は対象外ですが、在校生（令和7年度以前に入学）については世帯区分⑤または⑥での申請が可能です。
- ・給付金は年1回の支給で、通算3回（定時制・通信制は4回）を上限に受給できます。
- ・学び直し支援金の対象となる場合、追加で1回（定時制・通信制は2回）まで受給できます。
- ・世帯年収額はあくまでも目安です。判定は両親等（親権者2名、ひとり親の場合は1名）の所得割の合計金額となります。

■ 高校生等本人の国籍・在留資格等の要件について

◎ 国籍が日本等

- ・日本国籍を有する者
- ・特別永住者
- ・永住者等（日本人の配偶者・子・特別養子、特別永住者・永住者の配偶者及び日本で出生し引き続き在留している子）
- ・定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ※1
- ・家族滞在者のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者 ※2

◎ 国籍が日本等以外

- ・定住者のうち ※1 以外の者
 - ・家族滞在者のうち ※2 以外の者
 - ・留学生等（外交、公用、文化活動、留学、研修、特定活動等の在留資格により在留する者）
- ※令和8年度新入生の留学生は、奨学給付金の支給対象外です。